

平成 29 年度

# 会津若松市年間監査計画

会津若松市監査委員

# 1 監査の実施方針

## (1) 監査をめぐる状況

監査委員制度については、制度が十分に機能しているのか、市民から期待される役割を果たしているのか等の議論が行なわれています。このような中、第31次地方制度調査会は、監査の監視機能を高めるため、監査の実効性確保のあり方、監査の独立性・専門性のあり方、監査への適正な資源配分のあり方について、必要な見直しを行うべきであるという答申をしました。この答申を受け、今般、第193回国会に地方自治法等の一部を改正する法律案が提出されたところであり、段階を経て監査機能を充実強化していくこととなりました。

今後は、法改正の趣旨に鑑み、これまで以上に合规性、効率性を希求しうるように、監査制度に必要な見直しを実施していくとともに、市民の付託のもと、住民福祉の向上をめざして監査委員が定めた監査基準(都市監査基準(全国都市監査委員会)準拠)に基づき、効果的かつ効率的に各種監査を実施していきます。

《全国都市監査委員会》

全国のはぼ全市(787市、24一部事務組合)の監査委員で組織する団体。監査委員が連絡協議し、監査制度の円滑な運営と発展に向けて、調査研究等を行うとともに、関係行政庁への陳情や意見具申を行う団体。

## (2) 監査の基本的な考え方と方向性

### ① 監査の基本的な考え方

本市の監査をめぐる状況を総合的に勘案するとともに、監査基準を踏まえ、平成29年度の監査におけるの基本的な考え方を次のとおりとします。

市民の負託のもと、行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを確認し、もって、市政への信頼確保と住民の福祉の増進に資する。

### ② 監査の方向性

監査の方向性については、監査の基本的な考え方の具現化をめざし、次のとおりとします。

- 1) 市民の負託のもと、市民の視点にたった監査
- 2) 事務処理における合规性・正確性の視点からの監査
- 3) 事務事業における合理性・効率性の視点からの監査
- 4) 違法、不当の指摘のみならず、業務改善・課題提案型の監査
- 5) 全国水準の監査基準や監査の着眼点を準拠した監査

### (3) 監査の重点方針

監査をめぐる状況並びに監査の基本的な考え方及び方向性、更には監査基準を踏まえ、平成29年度の監査の重点方針を次のとおりとします。

- ① 定期監査において、次のような充実を図ります。
  - 1) 市民や議会の関心が高い事務事業に焦点を当てて監査を実施します。
  - 2) 各部局の主要事業を対象とし、監査の深堀りと1年間で全部局を網羅した監査を実施します。
  - 3) 事務事業の成果にも着目し、経済性・有効性・効率性の観点からも監査を実施します。
- ② 行政監査として、市民の関心の高い、議員の調査研究のために支給される会津若松市議会政務活動費について、監査を実施します。
- ③ 財政援助団体等監査として、一般財団法人 会津若松観光ビューローにおける指定管理業務を対象に、監査を実施します。
- ④ 随時監査として、技術士を活用した工事監査を実施します。また、社会的動向を踏まえ、必要な監査も行います。
- ⑤ 例月現金出納検査及び決算審査等について、計数の真正性の確認はもとより、必要に応じて財政状況等の分析を行います。

## 2 各種監査の年間実施計画

毎年度少なくとも1回以上期日を定めて、市の財務事務や市の経営に係る事業が、合理的・効率的に行われているかなどを監査するもの。また、必要に応じ、工事について、設計・施工等が適正に行われているかについても監査するもの。

### (1) 定期監査

- ① 実施方針: 1) 個々の事業について、合規性はもとより、事業の成果も勘案し、合理性・効率性についても監査します。
  - 2) 1年間に全部の部局を対象にして、3期に分けて実施します。
  - 3) 定期監査の一環として、工事監査を実施します。
- ② 対象事業等 : 1) 平成28年度各部行政運営方針書に掲げられた主要事業又は議会で議論となった予算計上事業を対象とし、主要事業が限られている場合及び出先機関においては、従前の庶務経理監査を実施します。
  - 2) 工事監査については、次の要件に該当するものから抽出して監査します。

・低落札率であったもの	・変更契約のあったもの
・分割発注したもの	・特殊工事のもの
・随意契約によるもの	・年度を繰り越したもの
・談合情報のあったもの	・工事中止となったもの
・請負金額の高額なもの	・その他特に監査の必要なもの
  - 3) 監査委員が、必要があると認めるものについても対象とします。
  - 4) 過年度について監査する必要がある場合は、当該監査を要する期間についても遡及して対象とします。

5) 契約締結にかかる所属長の専決権限を超える契約事務については、契約検査課保管の書類について対象とします。

※ 出先機関: 行政組織規則第 18 条に基づくもの。

#### 【前期】

- ① 対象部等 : 健康福祉部、会計課、議会事務局、選管理委員会事務局、農業委員会事務局、水道部
- ② 実施予定時期: 平成 29 年 4 月～8 月
- ③ 報告等の時期: 平成 29 年 8 月中旬
- ④ 議会への報告の時期: 9 月議会予定

#### 【中期】

- ① 対象部等 : 企画政策部(支所含む)、観光商工部、農政部、教育委員会(公民館・給食センター含む)
- ② 実施予定時期: 平成 29 年 7 月～12 月
- ③ 報告等の時期: 平成 29 年 12 月下旬
- ④ 議会への報告の時期: 3 月議会予定

#### 【後期】

- ① 対象部等 : 建設部、総務部、市民部、財務部、公平委員会、固定資産評価審査委員会
- ② 実施予定時期: 平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月
- ③ 報告等の時期: 平成 30 年 3 月下旬
- ④ 議会への報告の時期: 次年度 6 月議会予定

監査の必要があると認めるときに、市の事務が法令に基づき適正に行われているか、合理的・効率的に行われているかを監査。全庁横断的な同一のテーマで監査することも可能。

## (2) 行政監査

#### 【会津若松市議会政務活動費】

- ① 実施方針 : 市民の関心の高さを考慮し、政務活動費の交付に関する事務手続きが条例、施行規則に基づいて適正に行われているか、また、政務活動費の支出がガイドラインに沿った公正かつ適正なものとなっているかの確認を行います。
- ② 対象事業 : 平成 28 年度 会津若松市議会政務活動費
- ③ 実施予定時期: 平成 29 年 10 月～平成 30 年 2 月
- ④ 報告等の時期: 平成 30 年 2 月下旬
- ⑤ 議会への報告の時期: 次年度 6 月議会予定

### (3) 財政援助団体監査

市が補助金・負担金・損失補償などの財政援助を与えている団体、1/4以上の出資をしている団体又は公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるときに、事務が適正・効率的に行われているかを監査。

- ① 実施方針:平成30年度までに全ての指定管理者を監査しようとする計画的な取り組みに基づき、一般財団法人 会津若松観光ビューローについて、指定管理者業務について監査を実施します。
- ② 対象:一般財団法人 会津若松観光ビューロー
- ③ 実施予定時期:平成29年10月～平成30年2月
- ④ 報告等の時期:平成30年2月下旬
- ⑤ 議会への報告の時期:次年度6月議会予定

必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する監査

### (4) 随時監査

#### 【技術士による工事監査】

- ① 実施方針:定期検査の一環として行う工事監査とは別に、随時監査として、技術士に技術調査を委託し、その結果を踏まえて、工事監査を実施します。
- ② 対象:設計額が概ね30,000千円以上の工事で、技術的難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね50%前後のもの
- ③ 実施予定時期:平成29年4月～7月
- ④ 報告等の時期:平成29年7月下旬
- ⑤ 議会への報告の時期:9月議会予定

毎月例日を定めて実施する現金の出納の検査  
現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金)及び預金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検査

### (5) 例月現金出納検査

- ① 実施方針:1)毎月の計数を確認するとともに、決算審査につながる検査と位置づけて実施します。  
なお、必要に応じて現地調査を行います。  
2)現金預金残高の確認はもとより、資金運用の状況や経営状況にも配慮して検査します。
- ② 対象:会計管理者(会計課)が保管する現金及び預金  
水道部総務課が保管する企業会計に係る現金及び預金
- ③ 実施予定時期:毎月1回(月末)
- ④ 報告等の時期:検査終了後
- ⑤ 議会への報告の時期:報告時点の直近の議会

## (6) 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行・運営が適正・効率的に行われているかの審査

### 【一般会計及び特別会計】

- ① 実施方針: 決算計数について真正性も含め確認・検証するとともに、財政状況・資金運用・財産管理について意見を付します。
- ② 対象: 平成28年度の一般会計及び特別会計の決算
- ③ 実施予定時期: 市長から審査に付された日～平成29年8月中旬
- ④ 報告等の時期: 平成29年8月中旬
- ⑤ 議会への報告の時期: 9月議会

### 【公営企業会計(水道事業会計)】

- ① 実施方針: 決算計数について資金運用・財産管理を中心に真正性も含め確認・検証するとともに、企業の経営状態の分析を行い意見を付します。
- ② 対象: 平成28年度の水道事業会計の決算
- ③ 実施予定時期: 市長から審査に付された日～平成29年8月中旬
- ④ 報告等の時期: 平成29年8月中旬
- ⑤ 議会への報告の時期: 9月議会

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる計数について、適正に算定されているかを審査

## (7) 健全化判断比率等審査

### 【健全化判断比率審査】

- ① 実施方針: 決算書その他関係書類に基づき計数について真正性も含め確認・検証するとともに、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率・実質公債費比率及び将来負担比率)が適正であるかを審査し、意見を付します。
- ② 対象: 一般会計等
- ③ 実施予定時期: 市長から審査に付された日～平成29年8月中旬
- ④ 報告等の時期: 平成29年8月中旬
- ⑤ 議会への報告の時期: 9月議会

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる計数について、適正に算定されているかを審査

### 【資金不足比率審査】

- ① 実施方針: 決算書その他関係書類に基づいて計数について真正性も含め確認・検証するとともに、資金不足比率が適正であるかを審査し、意見を付します。
- ② 対象: 公営企業会計及び準公営企業会計  
(水道事業会計、湊町簡易水道特別会計、西田面簡易水道特別会計、観光施設事業特別会計、下水道事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、個別生活排水事業特別会計、三本松地区宅地整備事業特別会計)
- ③ 実施予定時期: 市長から審査に付された日～平成29年8月中旬

- ④ 報告等の時期:平成29年8月中旬
- ⑤ 議会への報告の時期:9月議会

基金の運用状況を示す計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的におこなわれているかを審査

## (8) 基金運用状況審査

- ① 実施方針:運用型基金が目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかについて審査します。
- ② 対象:板橋好雄奨学資金貸与基金
- ③ 実施予定時期:市長から審査に付された日～平成29年8月中旬
- ④ 報告等の時期:平成29年8月中旬
- ⑤ 議会への報告の時期:9月議会

## (9) 各種監査の実施計画の策定

年間監査計画を踏まえ、上記の各種監査ごとに、監査等の対象、着眼点、主な実施手続、実施日程等について、実施計画を定め、監査にあたります。

## 3 監査の説明責任について

監査は市民の負託によるものであることを踏まえ、市民へのわかりやすさに留意しながら、次のとおり公表を行い、説明責任に努めます。

- (1) 監査を行うにあたっての基本原則を一般的基準や実施基準、更には、報告基準を監査基準として定めこれを公表していきます。今後も、国や全国都市監査委員会の動向を見極め必要な改正を行っていきます。
- (2) 監査にあたっての年間実施計画並びに各種監査ごとに定めた実施計画について、これを適時公表していきます。
- (3) 監査が終了したときは、監査報告等として、監査の種類、対象、着眼点、主な実施内容及び監査等の結果をまとめ、これを公表します。

## 4 監査の推進に向けて

### (1) 指摘事項等の措置の促進

監査の一連の手続きは、監査結果の市長等への報告及び市民への公表で終了しますが、指摘事項、指導事項や改善事項等を含む意見については、市長等において当該事項の措置が講じられることによって完結するものです。このため、措置状況について、定期的な報告を求め、進捗管理をとおして、措置が講じられるよう努めます。

### (2) 人材育成の強化

全国的な水準で、合規性・正確性のみならず合理性・効率性の観点にたつて監査を実施し、時に応じて、業務改善・課題提案型監査の役割を担っていくためには、監査能力や監査技術のスキルアップが不可欠であり、そのため、次のような取り組みを行います。

- ① 計画的・定例的な監査事務局内研修
- ② 専門機関への派遣研修
- ③ 都市監査関係団体(全国都市監査委員会、東北都市監査委員会、福島県都市監査委員会)との連携による調査研究・情報交換・連絡調整